

食料・農業・農村政策審議会畜産部会（令和元年度第5回）資料

今後の食農審畜産部会のスケジュール（案）

	酪肉近関係	その他
9月10日	諮問、現状の説明・評価、ヒアリングにおける意見を踏まえた意見交換	家畜改良に係る情勢説明 畜産環境に係る情勢説明
10月上旬頃	テーマごとの議論①	
11月上旬頃	テーマごとの議論②	家畜改良増殖目標検討会報告①
11月下旬頃	テーマごとの議論③	
1月中旬頃	酪肉近の基本的な方向（構成案）	家畜改良増殖目標検討会報告②
2月中旬頃	酪肉近（骨子案）	家畜改良増殖目標（骨子案） 環境基本方針（骨子案の報告）
3月中旬頃	酪肉近（基本方針原案）	家畜改良増殖目標（原案） 環境基本方針（原案の報告）
3月下旬頃	酪肉近（基本方針答申）	家畜改良増殖目標（答申） 環境基本方針（案の報告）

※ スケジュールは、今後の議論の状況等により変更があり得る。

※ 令和2年度畜産物価格の審議に関するスケジュールは未定。

写

元生畜第643号
令和元年9月10日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



諮 問

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

家畜改良増殖目標について

令和元年9月
農林水産省畜産部

● 家畜の改良増殖を行うことの意義

- 家畜の改良増殖は、家畜の生産性の向上を図るため、乳量、肉量、肉質等の遺伝的能力の高い家畜を作出して、より能力の高い家畜を増殖させていこうとするものであり、その成果は、（畜産物の）生産性の向上を通じて畜産の振興や農業経営の改善、ひいては国民食料の安定的供給に資するものである。

（出典：家畜改良増殖法の解説）

● 家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号）による規定等

- 家畜改良増殖法では、家畜の改良増殖を計画的に行うため、農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定め、都道府県知事は、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県の家畜改良増殖計画を定めることができるとされ、国が計画の実施に必要な援助を行うよう努める等とされている。
- 家畜改良増殖目標については、家畜改良増殖法等で以下のとおり規定されている。
 - ・ 牛、馬、めん羊、山羊及び豚について定める
 - ・ おおむね5年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の10年間につき定める
 - ・ 家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定める
 - ・ その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない
 - ・ 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない

家畜改良増殖目標で目指している能力や体型に係る目標例

○ 乳用牛

- ・【能力】酪農の生産性向上のため、経産牛1頭当たりの乳量を増加させる。
- ・【体型】搾乳ロボットの導入を促進するため、ロボット搾乳に適した乳頭配置にする。

【ロボット搾乳に適した乳頭配置と適してない乳頭配置例】

【経産牛1頭当たりの年間平均乳量】

全国平均 (Kg/年)	H24年度※	H29年度	H37年度 (目標)
乳量	8,153	8,581	8,500~9,000

※現行の改良増殖目標策定時の最新データ

○ 適した配置



✕ 適してない配置



(乳頭内付き)



(乳頭斜角)

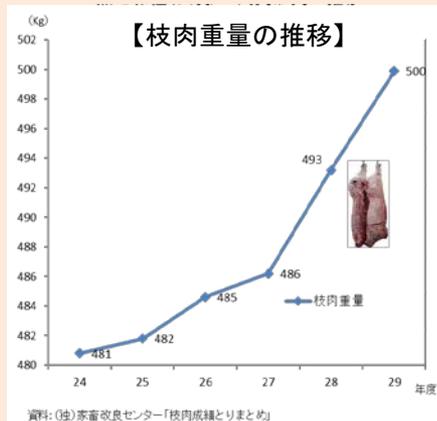


(乳頭内向き)

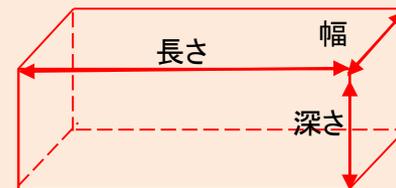
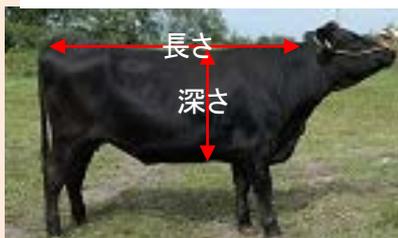
写真: 独立行政法人家畜改良センター(新冠牧場)

○ 肉用牛

- ・【能力】生産コストの低減を図るため早期に十分な体重に達するよう、1日当たり増体量を増加させる。
- ・【体型】十分な肉量が確保できるよう、体の幅や長さ、深さのある体型にする。



【牛を上から見た図】



- ・体積 = 幅 × 長さ × 深さ
- ・体積が大きい牛が、肉量も多く、より良い肉用牛である

写真: 独立行政法人家畜改良センター(十勝牧場)